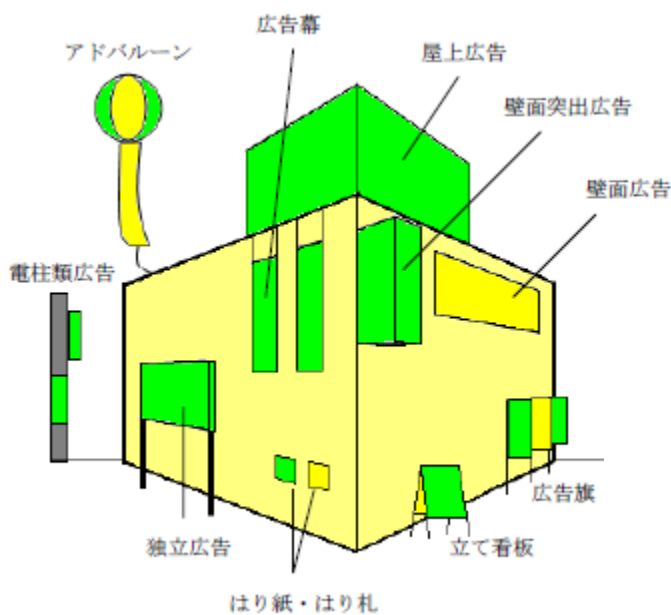


ご存知ですか？屋外広告物には ルールがあります！

屋外広告物とは？

常時または一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるもので、商業広告はもちろん、文字で表示されていない絵、商標、シンボルマーク等も該当します。

内容が営利を目的とするものに限りません。



原則として許可が必要です

屋外広告物を掲出するときは、原則として許可が必要です(自分の敷地内に小規模の広告を掲出する場合などは、許可が不要になります)。

また、掲出が禁止されている場所(禁止地域)、物件(禁止物件)があります。

【禁止地域】…第1種低層住居専用地域、重要文化財周辺、高速道路および新幹線の両側500m以内等



【禁止物件】…街灯柱、街路樹、道路標識等



許可を受ける際は、地域ごとに掲出できる面積や高さの基準があります。

詳しくは下記の問い合わせ先までお問い合わせください。

屋外広告物を掲出するときは登録業者に相談しましょう！

仙台市内で屋外広告物の設置に関する営業を行う屋外広告業者は、市に登録が必要です。屋外広告物の設置を計画する際は、登録業者に相談し、ルールを正しく守って設置しましょう。

詳しい内容に関するお問い合わせ先

【屋外広告物の表示・設置許可について】 各区役所 建設部 街並み形成課

青葉区役所 TEL:022-225-7211 (代表)

宮城野区役所 TEL:022-291-2111 (代表)

若林区役所 TEL:022-282-1111 (代表)

太白区役所 TEL:022-247-1111 (代表)

泉区役所 TEL:022-372-3111 (代表)

【屋外広告物条例について】 仙台市役所 都市整備局 都市景観課 TEL:022-214-8288 (直通)